



対流

Heart to Heart
2017.7

2017年7月13日発行

特定非営利活動法人
有機農業認証協会

〒564-0063

大阪府吹田市江坂町

1丁目23-19

TEL*06-6330-0823

FAX*06-6330-0735

MAIL yuukinin@apricot-pen.ne.jp

HP: <http://yuukinin.org/>



つくる人、はこぶ人、たべる人。人と自然のあらたなかかわりは
農山漁村に住む人、都市に住む人。顔の見える交流(Face to Face)から
自分の居場所や立場を越えて人と人。心が響きあう対流(Heart to Heart)へ。

CONTENTS

1. 巻頭言
2. 事業・活動報告
3. お知らせ
4. お願い
5. その他お役立ち情報

1. 巻頭言

農業構造動態調査結果をみて

理事長 中塚華奈

時代の変遷を感じる事が多い今日この頃。たまたま子供の
社会の資料集をめくると、モンゴルの遊牧民の暮らしは、
「移動には4WDやオートバイを使用。ソーラーパネルやバッテ
リーによる発電が普及。近代化の波が押し寄せ、政府の定住
化政策の為、ゲルを首都ウランバートル周辺に固定し、定住
する人が増加」と記載されていて、遊牧民といえるのか？と
首をかしげてしまいました。

さて、先月末、平成29年農業構造動態調査の結果が農水
省より発表されました。それによりますと、昭和35年に605万
戸あった農業経営体数は、平成29年2月1日時点で125万8千
経営体となり、前々年に比べ8.7%減少、前年に比べ4.6%減少
したようです。内訳は、家族経営体が122万1千、組織経営体
が3万4900であり、家族経営体は減少したものの、組織経営
体数は前々年に比べ5.8%増加、前年に比べ2.6%増加しました。
組織経営体の中でも農産物の生産のみを行うか、農産物の
生産と農作業の受託を行う法人組織は2万1,800経営体で、
前々年に比べ15.3%増加、前年に比べ4.8%増加しています。
農業経営体の1経営体当たりの耕地面積は、全国で平均2.9ha
となり、前々年に比べ13.0%増加、前年に比べ4.7%増加しま
した。

販売農家数は120万300戸で、前々年に比べ12万9,300戸
(9.7%)減少、前年に比べ6万2,200戸(4.9%)も減少。販売農家
の基幹的農業従事者数は150万7,100人で、前々年に比べ24
万6,700人(14.1%)も減少、前年に比べ7万9,000人(5.0%)も
減少しました。農業経営体の雇用者については、常雇い数が
240万300人となり、前々年に比べ2万100人(9.1%)の増加で

したが、前年比は7,200人(2.9%)の減少となりました。年齢別
構成をみると、49歳以下が120万700人で、50.2%を占めてい
ます。

モンゴルの遊牧民の暮らしと同様に、日本の農業構造も明
らかに変化しています。地球温暖化の緩和や生物多様性の
保全にむけて農業界にも何らかの取り組みが必要とされる
今日、有機農業の実践農家とそのステークホルダー(利害関
係者)がもっと増えるような、現場の実態に即した農業政策、
有機JAS法のありかたが問われているように思えます。



モンゴルの
移動式住居“ゲル”と
ソーラーパネル及び
自動車

帝国書院「図説地理資料世界の諸地域
NOW2017」の55ページより転載

2. 事業・活動報告

★オーガニック大阪 第2回総会(5/15)

発足から2年がたち、3年目を迎えたオーガニック大阪の総
会が梅田グランフロントの大阪商業大学サテライトキャンパス
で開催され、今年も引き続き大阪の有機農業を元気にするた
めに、オーガニックマップの充実や、産地見学などに取り組ん
でいくこととなりました。(岡田)



★日本有機食品認定連絡協議会 第18回総会(6/23)

有機JASの認証機関は現在国内に57ありますが、そのうちの16機関で構成されている協議会の総会に出席しました。この協議会は以前より有機加工酒類を有機JASの対象に入れるよう農林水産省や国税庁と交渉を続けてきましたが、残念ながら現在のところ成果は出ていません。そこで今年度も交渉を続けていくことに加え、この日の前半にも行った(P4参照)GAPについての勉強会も継続していくことになりました。8月と12月に予定しているGAPの勉強会は、認定事業者も参加できますので、詳細が決まりましたらまたお知らせします。(岡田)

★有機JAS講習会を実施しました

個別講習会:5/24

出張講習会:4/24(大阪)、
5/18(奈良県)

指定講習会:6/16、6/22



★指定講習会にて

★日本有機農業学会研究会「有機JASの現状と課題」(6/24)

協議会総会の翌日、都内にある立教大学で開催された表題の研究会を聞きに行きました。かねてより有機農業学会には有機JAS制度に批判的な方が多いと聞いていましたが、今回の発表者6名すべてが認証機関の役職についておられる方(当協会の中塚理事長も発表者の一人でした)であったこともあり、批判を超えた建設的な議論を期待していました。しかし3時間半で6人の発表ですから、最後の全体討論もあるので一人の持ち時間は25分しかなく、論点をフォーカスして掘り下げた議論をするには時間が足りませんでした。とはいえ、有機農業学会がこのようなテーマを取り上げたこと自体には一定の意義があると思います。今後第2弾、第3弾と継続して行っていただきたいと思います。(岡田)

★オーガニック大阪 産地見学会(7/2)

昨年は堺市の有機農家を見学しましたが、今年は大阪府の北部、京都府、兵庫県との境界に近い能勢町へ行きました。見学先はいずれも当協会の認定事業者である成田ふぁーむと原田ふぁーむです。生産者、消費者、流通など様々な立場の参加者12名では場を見学した後、交流会をしました。(岡田)



★記念撮影
～会場の交流
センター前にて



★交流会
～交流センター内



★成田ふぁーむ
トマトハウス

★原田ふぁーむ
つるむらさき ほ場

★事務局認定業務ほか

*判定委員会(4/19、5/10、5/22、6/19)

年次調査26件(有機農産物の生産行程管理者8件、有機加工食品の生産行程管理者8件、小分け業者9件、輸入業者1件)の他に追加ほ場が5件外注先の登録が1件でした。

*理事会(5/17)

2017年度第2回の理事会が開催され、業務報告が行われました。農水の不適合資材発表のニュースを受けて認証協会での資材の管理や対応について改めて確認しました。



★新規事業者紹介

株式会社ちば風土の会(千葉県)

株式会社ちば風土の会は、千葉県山武郡芝山町にある有機農産物の生産行程管理者です。主たる業務は有機農産物等の配送で、生協などへ出荷しています。そして今回、自社農場で有機農産物の生産にも取り組むことにしたとのことです。今回認定を取得したほ場3カ所のうち1カ所では、地上2.5メートルほどの高さによく見かけるタイプのものよりは少し小さいソーラーパネルを張り巡らせ、その下で野菜などを栽培する予定で、自然エネルギー生産と農業を合体させたユニークな試みに取り組んでいます。

3.お知らせ

★輸出入に関連する証明書(英文)の発行手数料を改定しました

これまで、輸出入に関連する英文の証明書の発行手数料は、一律3,000円としていましたが、輸出口単位で発行する「検査証明書」については、輸出金額によって3段階の料金設定に改定しました(以下参照)。

- 認定書・製品証明書: 1枚につき3,000円+消費税(送料は別途、実費請求)
- 検査証明書・取引証明書: 記載された製品の金額に応じて、
5万円未満: 1枚につき 1,000円+消費税(送料は別途、実費請求)
10万円未満: 1枚につき 2,000円+消費税(送料は別途、実費請求)
10万円以上: 1枚につき 3,000円+消費税(送料は別途、実費請求)

★JAS法が改正されました

先月閉会した通常国会において、JAS法の改正案が可決され、6月23日に公布されました。

○詳細はこちら⇒ www.maff.go.jp/j/jas/h29_jashou_kaisei.html

今回の改正において、有機JASに関連する部分での改正はほとんどありませんでしたが、法律名がこれまでの「農林物資の規格化等に関する法律」から、「日本農林規格に関する法律」となり、これまで使われてきた「認定」という言葉が全て「認証」に置き換えられました。このことについて、上記の農林水産省のサイトには告知記事が出ていますが、私たち認証機関にはまだ正式な通知は来ていません。この改正によって直ちに規程類を改定しなければいけないのかどうかは正式な通知が届いた時点で事業者の皆様には改めてお知らせいたします。(岡田)

★Q&Aが改定されました

すでに事業者の皆様にはメール・FAXでお知らせしていますが、今年3月のJAS規格の改正を受けて、6月8日付で「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」が改正されました。改正された項目のほとんどはキノコやスプラウト栽培に関連するものですが、ほ場の条件について従来と考え方が変わった部分があります。それはいわゆる耕作放棄地などを有機ほ場に転換する際の「短縮要件」についてです。つまり、「2年以上使用禁止資材を施されず、周辺からの汚染のないことが文書で確認できる場合、必要な有機的管理期間は1年間に短縮できる(JAS規格第4条ほ場の項)」というのですが、この春の規格改正で多年生作物も同様である旨の記述が追記され、そのことを受けて今回のQ&Aの改正で、これまで【問8-10】に記載されていた「多年生の作物であっても転換期間はほ種または植え付け前1年以上…」という文言が削除されました。➡

★事業者の皆さんの認定番号を公表します

昨年6月のJAS法改正により、有機農産物・有機畜産物についてはJASマークの下に認定番号を表示することが義務化されました。ただし、この法律には、実際に表示するまでの猶予期間が設けられていました。この猶予期間は2段階設定になっており、まず第1段階として、認証機関がインターネット等に公表すべき事項として認定番号が追加されたのですが、認証機関は「2017年8月31日」までに認定番号を公表しなければならない、と定められました。そして第2段階として、認定事業者は認証機関が認定番号を公表したのち、2年以内に番号の表示をしなければならない、と定められました。

というわけで、有機農業認証協会は、2017年8月31日付で事業者の皆さんの認定番号をホームページ等で公表いたしますので事業者の皆さんは、2019年8月31日までに、JASマークの下の認証機関名の下に認定番号を記載する必要があります。

とはいっても、現状ではほとんどの事業者の皆さんはすでに認定番号を表示されていますので特に何もしなくてもいいのですが、ごくまれに「番号を表示していない」ケースや、「番号が認証機関名の下に表示されていない」ケースがあります。そのようなケースについては2019年8月31日までに規格にのっとった表示ができるように準備を進めてください。



➡ ○改正されたQ&Aはこちら

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-38.pdf

そのことが意味するのは、「規格の本文が改正されたことでQ&Aの記述は必要なくなった」ということなのですが、実はもとのQ&Aには「ほ種または植え付け前1年以上」と書かれていましたが、改正されたJAS規格では「収穫前1年以上」となっています。つまり、従来のQ&Aでは多年生作物についても「新たにほ種または植え付けするもの」が短縮要件を適用できる条件であったため、その耕作放棄地にもともと植えられていた多年生作物(梅や茶など)は対象にはならなかったのですが、今回のJAS規格の改正で、「多年生作物にあつてはその最初の収穫前1年以上」と定義されたことにより、耕作放棄地にもともと植えられていた多年生作物にも短縮要件を適用することができるようになりました。

★2020東京オリンピック・パラリンピック食材調達基準について

持続可能性に配慮した農産物の調達基準

2020年東京オリンピック・パラリンピック(以下オリ・パラ)組織委員会は2017年3月24日に、選手村などで提供される食材について、食品安全や環境保全などを要件にした調達基準を決定しました。東京オリ・パラ組織委員会の発表した、農産物の調達基準(概要)内の要件、推奨される事項を抜粋しました。(右下枠内)そして勉強会に参加したレポートを掲載します。

■勉強会「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた有機農業とGAPの取り組みについて」(6/23)

オリ・パラの食材調達基準

講師は農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官の栗原眞氏。今回の調達基準を策定した中心メンバーです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックではすべての物品・サービス・及びライセンス商品について、「持続可能性に配慮したもの」とであるという調達コードが採択され、その結果、農産物の調達基準としては、
ア ASIAGAPまたはGLOBALG.A.P.の認証を取得したもの
イ GAPの共通基盤に関するガイドラインに準拠して生産され、そのことが都道府県等の公的機関によって確認されたものが具体的な要件に決まりました。そして、そのうえで「有機農業によって生産された農産物(有機JASに限定せず)」であることが推奨されています。

それに対して参加者より「有機農業こそが持続可能性に配慮した生産方法であり、なぜそれがベースの基準にならなかったのか」との質問があり、栗原氏の回答は、「確かに有機農業は環境への配慮について高いレベルの持続可能性を有しているといえるが、では労働安全性や、食品衛生への配慮は具体的に行われているか、製品への異物混入を防ぐ方策を講じているか、たとえば、JAS規格の中にそういった基準はないわけで、そういった部分で、GAPの考え方というのが必要な要件をすべて満たした基準ということになる」というものでした。

GAP認証は必要か？

さらに、GAP認証の取得には多額の費用がかかるといわれており、初年度の経費は全額国が助成するとしていますが、2年目以降は自己負担となります。多くの認定機関では事業者から様々な問い合わせが来ており、「GAP認証はとる必要があるのか」という不安にどう答えればいいのかという意見が相次ぎました。

この点について栗原氏は、「GAPをする(ガイドラインに準拠したチェックシートを活用して生産活動を行うこと)」と、「GAP認証を取る」とは分けて考える必要があり、国としては「GAPが正しく実施されていること」が第三者機関により客観的に確認されていれば必ずしも「認証」はなくてもよいと考えている、「認証」はあくまでも出荷先から求められた場合のみ必要なものであると考えている、との回答がありました。

「第三者機関による客観的な確認」とは？

「第三者機関」とは基本的に都道府県とされており、今後平成30年度中に1000人以上の指導員を育成する計画があり、そのための講習会受講料などはすでに予算化されているものの、有機JAS認定機関などの検査員が資格を取得することについては国からの助成はありません。助成の対象は普及所の

指導員などなのです。

これらのことを踏まえたうえで栗原氏が強調していたのは、今後オリ・パラの選手村に食材を供給する、あるいは海外へ輸出を拡大する事業者以外にはGAPはほとんど必要なものではないだろう、ということでした。さらに氏は、GAPの手法は法人組織のような、従業員を多数雇用している事業者にとって有効であるが、家族経営的な小規模事業者には不向きであると思うと付け加えられました。(岡田)



要件

- ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

上記要件①～③を満たすことを示すものとして ア、イが認められています

ア) ASIAGAP
GLOBALG.A.P.
組織委員会が認める認証スキーム

イ) 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認

推奨される事項

- ・ 有機農業により生産された農産物
- ・ 障がい者が主体的に携わって生産された農産物
- ・ 世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

東京オリパラ委員会食材調達基準の公式発表はこちら
⇒ <https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>

農水省支援事業詳細はこちら
⇒ http://www.jadea.org/news/documents/H28-2_GAP_PRRpamphlet.pdf

4. お願い

★使用した種苗の記録について

生産に使用した(または購入した)種子や苗の数量を記録されていないケースが散見されます。バットレースをするときなど、この情報が必要になる場合があります。この件の根拠につきましては、平成17年告示第1971号「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」の2の(5)で『使用した種子、苗等の名称及び使用量若しくは購入量』が適切に記録されていることを確認するよう求めているとありますので、今後とも適切な記録の作成をお願いいたします。

有機農産物の生産行程管理者の皆様へお願い



秀峰岩手山

岩手の事業者の調査に行った際に岩手山に登ってきました!

コマクサ

5. その他 お役立ち情報

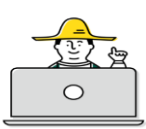
★産消マッチングサイト farmO

ふぁーも

ファーム サイト ⇒ <https://www.farm-o.net/>
次代の農と食をつくる会 ⇒ <http://jidainokai.com/>

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のひとつにマッチングサイト『ふぁーも』があります。ぜひ、活用してください。「製作：次代の農と食をつくる会」

はじめよう!



ファームは、オーガニック・エコ農産物の売り手と買い手をつなぐマッチングサイトです。



ファームでは、農産物の売り買いだけでなく、情報を交換し役立てることもできます。たとえば、買い手さんのリクエストをもとに次年度の作付を考えてみたり、生産者さんが提案するイチオシの野菜で新しいメニューを考えてみたり。ほかの生産者さんとの横のつながりを作ることもできます!一緒にオーガニックを広めていきましょう。

ファームなら安心・信頼できるお取引のパートナーと出会えます。
買い手の方は、育てている野菜や地域、栽培の工夫などから生産者さんを探してみましょう。
生産者の方は、いろんな地域、いろいろな業種のお店を探してみましょう。

気になった生産者さん、買い手さんには、直接メッセージを送ることができます。
取引する農産物、価格などを相談し、取引を始めていきましょう。

★イベント紹介 オーガニックに関連するイベントを3つ紹介いたします。

☆第2回Organic Forum Japan～

オーガニックライフスタイルEXPO

国内のオーガニックを基本としたライフスタイルビジネスの健全な発展と更なる啓蒙普及を目的としたイベントです。

会期 2017年7月28日(金)29日(土)30日(日)
■28日 オーガニックバイヤーズミーティング 入場料:3,000円
■28日 オーガニックフォーラムシンポジウム 入場料:1,000円
■29日 30日 EXPO展示販売商談会 入場料:1,000円

会場 東京国際フォーラム
展示ホールE・D7ホール・ガラス棟会議室
主催 OFJ一般社団法人オーガニックフォーラムジャパン
詳細はこちら⇒ <https://ofj.or.jp/>

☆小川町オーガニックフェス2017

“有機の里”の祭典。世界的なオーガニックタウン
埼玉県小川町で『オーガニックを五感で感じる一日』を

会期 9/9(土) 10:00～16:00開催
会場 小川げんきプラザ
住所:埼玉県比企郡小川町木呂子561
入場料:無料
主催:OGAWA ORGANIC FES実行委員会

詳細はこちら⇒ <https://ogawaorganicfes.com/>

☆国際オーガニックEXPO 2017

今回で16回目の開催となる「国際オーガニックEXPO2017」では、オーガニックの新たな市場開拓をテーマに、B to Bビジネスの拡大、消費者への啓蒙を考えた国際的な専門展示会を目指します。

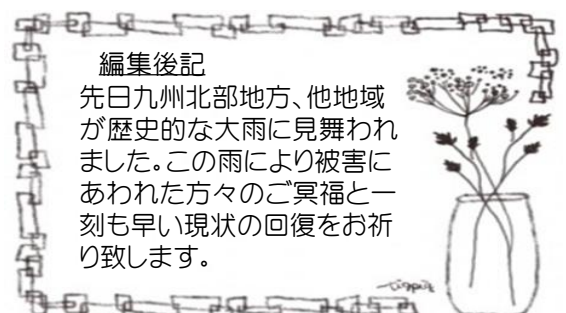
～中略～

多くの来場者にオーガニックを知っていただく機会をつくり、底辺のマーケット拡大を狙います。

～HPより抜粋～

会期 2017年8月24日(木)25日(金)26日(土)
会場 パシフィコ横浜
主催 国際オーガニックEXPO実行委員会
株式会社スペースメディアジャパン

詳細はこちら⇒ <http://organic-expo.jp/index.php>



編集後記

先日九州北部地方、他地域が歴史的な大雨に見舞われました。この雨により被害にあわれた方々のご冥福と一刻も早い現状の回復をお祈り致します。